

科学研究費助成事業（基盤研究（S））公表用資料 〔平成31年度（2019年度）研究進捗評価用〕

平成28年度採択分
平成31年3月12日現在

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Research on Disputing Behavior and Judicial Policy in the Super-Aging Society

課題番号：16H06321

佐藤 岩夫 (SATO, IWAO)

東京大学・社会科学研究所・教授



研究の概要（4行以内）

現代の日本社会において、人びとは日常的にどのような法律問題や紛争を経験し、そしてその問題や紛争にどのように対応しているのであろうか。本研究は、この問を、超高齢社会化という日本社会の大きな変動に焦点を合わせるとともに、定量的および定性的方法を統合して総合的・実証的に解明し、その知見に基づき司法政策上の提言を行うことを目的とする。

研究分野：法社会学

キーワード：超高齢社会 紛争 相談行動 訴訟利用行動 司法政策 経験的研究

1. 研究開始当初の背景

世界の法社会学研究では、1990年代後半以降、人びとの紛争経験や紛争対応行動に関する研究の重要な発展が見られた。まずイギリスにおいて、1996年から1997年にかけて野心的かつ大規模なサーベイ調査（Paths to Justice調査）が実施され、その成功に触発されて、その後、オーストラリア、カナダ、オランダ、ニュージーランド等多くの国々で同種の調査が実施されることになった。この動きに呼応して、日本においても、2003年度より6年間にわたって人びとの紛争経験や紛争対応行動に関する大規模な全国調査（科学研究費補助金特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」〔領域代表者：村山真維・明治大学教授〕。以下、「民事紛争全国調査」）が実施され、その成果は、国内外で高い評価を得た。

しかし、この「民事紛争全国調査」（その中核をなす調査の実施は2005年～2006年）から10年がたち、とりわけ次の2点から、現在あらためて、人びとの紛争経験や紛争対応行動に関する大規模な調査研究が必要となっている。

第1は、日本が超高齢社会に突入したことである。高齢化の亢進は、介護、医療、住宅、財産管理、成年後見、消費者取引等さまざまな分野で新たなタイプの問題や紛争を発生させており、それは今後ますます増加していくことが予想される。しかし、高齢者をめぐる問題や紛争の量的増加および質的变化の実態についてはいまだ未解明の点が多い。

第2は、司法制度改革の進展である。法曹

人口の大幅な増加や総合法律支援制度の創設等の司法制度改革の進展が、人びとの法律問題や紛争の経験、それへの対応行動にもたらす影響を実証的に測定・評価することは、司法制度改革の政策効果の検証として重要であるとともに、上記の、日本社会の超高齢化が人びとの紛争経験や紛争対応行動にもたらす影響を解明するためにも不可欠の視点である。

2. 研究の目的

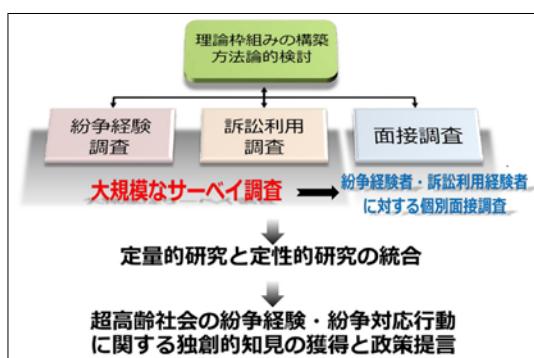
上記の背景の下で、本研究は、現代の日本社会において、人びとは日常的にどのような法律問題や紛争を経験し、そしてその問題や紛争にどのように対応しているのかを、定量的方法（全国規模の質問紙調査）および定性的方法（特徴的な紛争経験者を対象とした半構造化面接法）を併用して総合的・実証的に解明するとともに、今後不可避的に生じる高齢化率のさらなる上昇によってもたらされる社会の諸変化に適切に対応していくことが可能な司法制度の構築に関する、司法政策上の提言を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では以下の3つの調査を実施した。
①紛争経験調査 市民の日常生活における紛争経験およびそれへの対応行動を明らかにする目的で、2017年11月～12月、全国に居住する満20歳以上の男女12,000人（住民基本台帳から層化二段無作為抽出法により抽出）に対して質問紙調査（郵送法）を実施した。回収数4,732票、回収率39.4%。

②訴訟利用調査 民事訴訟の当事者および代理人弁護士が訴訟過程の中でどのような経験をしているか、訴訟が紛争解決においていかなる役割を果たしているかを明らかにする目的で、2017年3月～9月に全国の地方裁判所で民事通常訴訟事件記録の調査を行い、そこで抽出された事件の当事者・代理人のうち、調査に応諾した当事者1,852人、代理人2,155人に対して、2017年12月～2018年2月に質問紙調査（郵送法）を実施した。回収数は当事者464人（回収率25.1%）、代理人285人（回収率13.2%）。合わせて、訴訟の経験者および一般人の法・訴訟に関する意識を比較する目的で、2018年3月、インターネット調査を実施し、満20歳以上の個人3,250名から回答を得たほか、民事訴訟経験者250名からも回答を得た。

③面接調査 質問紙調査のみでは明らかにしえない、紛争および諸制度に対する人々の態度や、相談機関や専門家、司法制度の役割について、具体的かつ詳細な情報を獲得することを目的に、①および②の調査の回答者のうち面接調査への応諾意思を示した者から、事案の性質・対象者の年齢・居住地域等に応じて約60名を抽出し、2019年2月より調査を実施中である。



4. これまでの成果

- 1) 本研究の中核をなす紛争経験調査、訴訟利用調査とも、当初計画に従い効果的に実施された。本研究により、10年前の「民事紛争全国調査」によって収集されたデータと定量的に比較可能なデータが得られたことは、それ自体として本研究の重要な成果である。
- 2) 同様に、世界に先駆けて急激に高齢化が進行している日本における本研究の知見は、今後日本に続いて高齢化が進行すると予想される諸外国の研究および司法政策にも重要なインパクトを与えるものである。
- 暫定的データに基づくものであるが、すでにいくつかの興味深い知見も獲得された。
- 3) 紛争経験調査のデータからは、職場をめぐる問題や紛争が、この10年間でかなり高まっていることが観察される。
- 4) 同じく紛争経験調査のデータからは、高

齢者をめぐる問題や紛争が、高齢者自身が直面する問題・紛争と、高齢者をめぐってその家族が直面する問題・紛争に分節化されることが示唆される。

5) 他方、訴訟利用調査のデータからは、たとえば、原告当事者の間で、訴訟の結果に対する評価が「満足」と「不満足」に二極分化していること、とりわけ、このような二極分化の傾向は本人訴訟原告の間で見られることが確認された。

6) 訴訟利用調査のデータからは、高齢者の消費者被害事例で、男性よりも女性の方が法専門家への相談を躊躇する傾向や、女性の回答者のほうが高齢の母親が一人暮らしをしている点を心配だと配慮する傾向が見られた。成年後見人となるのにふさわしいと思う者についての質問からは、「家族・親族」とする者が回答者の33%、「法専門家」とする者が31%、「社会福祉専門家」とする者が12%との結果が得られた。

以上に例示した点を含め、本調査によって得られたデータは、学術的に高い価値を有しているのみならず、司法政策の改善に資する可能性も高いものである。

5. 今後の計画

紛争経験調査および訴訟利用調査のデータクリーニングは2019年3月を目処に完了する予定であり、2019年度より、調査データの分析を加速する。面接調査も、2019年度前半には全てのケースの調査を完了する。それらの分析結果は、今後内外の学会等において発表する。国内外の専門雑誌に研究成果をまとめた論文を投稿するとともに、本研究の最終成果物として、複数巻からなる専門書を作成・出版する準備を進めている。

6. これまでの発表論文等

- ・ 佐藤岩夫「高齢者をめぐるトラブルと対応行動」D・フット他編『法の経験的社會科学の確立に向けて』信山社、275-292頁、2019年。
- ・ 濱野亮「弁護士急増がもたらしているものの」D・フット他編『法の経験的社會科学の確立に向けて』信山社、107-132頁、2019年。
- ・ 太田勝造「認知症高齢者への介護行動と法的判断」『法と実務』14号、243-286頁、2018年。
- ・ 佐藤岩夫「超高齢社会における紛争経験と司法政策プロジェクト：『暮らしのなかの困りごとに関する全国調査』の実施に向けて」『中央調査報』721号、1-7頁、2017年。

7. ホームページ等

<http://web.iss.u-tokyo.ac.jp/cjrp/>
cjrp@iss.u-tokyo.ac.jp